

能登中居鋳物館建物災害復旧工事実施設計業務委託仕様書

1. 委託業務の名称 令和7年度 能登中居鋳物館建物災害復旧工事実施設計業務委託
2. 業 務 場 所 鳳珠郡穴水町字 中居 地内
3. 履 行 期 限 令和8年3月31日
4. 工 種 補修
5. 施 設 概 要
 - (1) 名 称 能登中居鋳物館
 - (2) 位 置 鳳珠郡穴水町字中居口の110番地
 - (3) 構造・規模等
構造 木造
階数 地上1階
面積 延床面積411.79 m²
6. 設 備 概 要 ・電気設備 ・空調設備 ・給排水衛生設備
7. 被害箇所の詳細調査
 - (1) 業務内容：現地において被害の区分や数量を調査するとともに、被害箇所を写真（以下「被害写真」と呼ぶ。）により記録して編纂する。
 - (2) 被害写真の撮影方法は、被災の事実、形状、寸法、数量等が確認できるようスケールを添えて明瞭に撮影すること（別紙2を参照のこと）。
なお、被害の程度から取替えが必要な部材において、写真だけでは被害の有無を判断できない場合は、写真に加えてメーカー等の故障証明書（修理又は再利用が不可能であることを証する書類）を添付すること。
 - (3) 被害写真の撮影後、以下の資料を作成すること。
 - ア 被害写真の撮影位置図（施設配置図に写真番号等を記載すること）
 - イ 被害箇所図
 - ウ 被害写真帳
各被害写真には、写真番号（アの撮影方向図に記載する番号と当該写真の番号を整合させること）、施設名（”〇〇棟”など）、箇所名（”1階〇〇室”、”2階男性用トイレ”など）、部材名（”壁面”、”窓ガラス”、”犬走”など）、被害の程度（”ひび割れ W=0.8mm、L=3.55m”、”コンクリート剥離 0.5×0.5=0.25 m²”など）等の情報を付しとりまとめること。
8. 実施設計
業務内容は別表1に掲げるものとする。
9. 設計業務の方針
 - (1) 詳細調査の内容及び、工事実施に必要な詳細な工事費計算書、設計内訳書、設計単価根拠資料、数量根拠書及び実施設計図を作成する。業務にあたっては、次の点に留意するとともに、建築基準法並びに関係法令に適合した内容のものとすること。
 - ア 構造その他安全性には十分配慮すること。
 - イ 意匠、設備等は、それぞれの建物、工作物、土地等を被災前の状態に復旧させることを原則とする。
 - ウ 設備は、国交省「建築設備設計基準」（最新版を確認すること）に基づき設計すること。

- エ 材料及び仕上等の選定にあたっては堅ごうなものとし、将来の保守点検等を考慮すること。特に設備機器については特注品をさけること。
 - オ 工事費内訳明細書の単価は原則として、発注者から指示する単価によるものとする。また、数量内訳明細書も併せて作成すること。（数量の算出については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事積算基準」「公共建築工事積算基準等資料」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準の解説」、建築工事建築数量積算研究会制定「建築数量積算基準・同解説」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備数量積算基準・同解説」による。）
 - カ 設計内訳書に計上する単価が見積りによる場合は、原則３者以上の見積書を添付するとともに、見積比較表を作成すること。
 - キ 設計内訳書に計上する数量・単価は、その根拠が明確かつ容易に判別できるよう、設計単価根拠資料又は数量根拠書の数値と一致させること。
 - ク 仕様書の作成については、一般仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」を用い、工事仕様書は発注者から指示する建築工事仕様書（建築工事、解体工事、改修工事、電気設備、機械設備）、鉄筋コンクリート構造配筋標準図及び鉄骨構造標準図を併せて添付すること。
- (2) 計画は、目的の要件を備えるとともに合法的なものとし、工事場所、施工期間及び施工時期等も考慮し適当な構造、仕上を選定すると同時に、工事費に対して適正な設計でなければならない。
- (3) 建築及び設備は、計画当初から綿密に連絡を取りあい、設計の万全を期すること。特に各工事間の取り扱いについて協議を行い、重複、脱落をなくすこと。
- (4) 次の事項に留意した設計とすること
- ア コスト縮減を講じた設計とすること。
 - イ 仕上げが既存と大きく異なることがないよう努めること。
 - ウ リサイクル製品（石川県認定品）を採用した設計に努めること。
 - エ 工事場所が海岸線より2km以内の場合には、塩害対策を講じた設計とすること。
 - オ 既設建物と近接する計画建物の場合には、構造、施工性（特に、基礎及び杭）を考慮した設計とすること。
 - カ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の規定に係る「施設整備の手引き」及び「住宅整備マニュアル」による整備基準に基づく設計とすること。ただし、改修工事等でこれによりがたい場合は発注者の担当職員と協議し、その決定に従うこと。
 - キ 自然エネルギーの活用、建物外皮の熱遮断、省エネルギー設備及び建設廃材の削減など、環境負荷の低減対策に配慮した設計とすることとし、改修工事の設計においても十分配慮すること。
 - ク 既設建物を改修・解体する場合には、当該建築物における吹付アスベスト及びアスベスト成形品、並びに、フロンガス及びPCBの有無の調査を行い、処理・処分方法については、発注者の担当職員と協議し、設計すること。
- (5) 貸与資料等は紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表、貸与、又は複製してはならない。また、業務が終了したときには速やかに返却するものとする。
- (6) 建築基準法、消防法、建築物省エネ法等関係法令の適用について、諸官庁との協議を行い、議事録を提出すること。

10. 設計図の作成要領

(1) 一般事項

- ア 図面作成の原則は、出来得る限り重複表現を避けるが、不明な箇所のないよう注意すること。
- イ 設計に先立ち、形態、主要材料及び構造等の基本事項を決める場合は、あらかじめ、発注者の担当職員の承認を得ること。
- ウ 建築の設備包含設計委託等の場合で、設備設計・構造設計を再委託（業務再委託承認を受けたもの）した時は、関係する原図（再委託したものが分離発注となる場合は表紙のみ）に下記による梓板印を押し、受注者は記名すること。

設 備 設 計	
会社名	
電気担当者	
機械担当者	

エ 設計図の表紙に以下の事項を書込むこと。

(表紙の書き込み位置 凡例)

(工 事 名)	
(図 面 リ ス ト)	
	(a)

(a)

「表紙」の監修欄

監 修

穴 水 町 教 育 委 員 会
令和 年 月 日

オ 図面は、A1又はA3版を基本に発注者の担当職員と協議して決定し、図面タイトルは、右下隅とすること。

カ 各部詳細図は各箇所、寸法及び取付付属金物まで明記のこと。

キ 図面の作成はCADを原則とし、以下による他、(2)による。

(ア) A1又はA3版を基本に発注者の担当職員と協議して決定する

(イ) A3及びA1版における縮尺を明記する

(ウ) 特記事項・寸法の最小フォントサイズは10pt程度とする

(2) CADによる設計要領

ア CAD図面データ利用目的

CAD図面データは本施設の建築、修繕、維持管理の目的のため利用される。

イ 目的外利用禁止

発注者及び受注者は、CAD図面データを上記アの目的以外に使用することはできない。

ウ データの提供

受注者は本委託業務に関するCAD図面データが、既に県にある場合は提供を求めることができる。

エ データの修正

発注者は上記アの目的のために、CAD図面データに修正を加えることができる。

オ 確認

受注者は、使用するCAD図面データが、県のCADシステムで利用可能かどうか速やかに県に確認する。

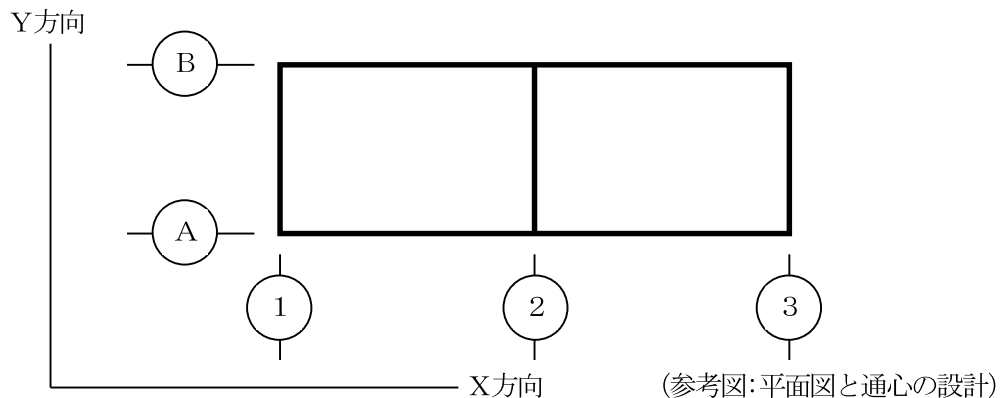
カ データの仕様

- (ア) メディア CD-R、DVD-Rとする。
- (イ) データの形式 PDF形式、JWW (SXF) 形式及びオリジナル形式を提出する。
- (ウ) ファイル名 別紙1のとおり
- (エ) 書込寸法の制限 書込寸法(寸法数値のみの書換え)は行わない。

(3) 建築設計図の作成要領

ア 一般図

- (ア) 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする。)
- (イ) 付近見取図 適宜
- (ウ) 配置図 $1/200 \sim 1/500$
 - ア) 敷地に接する道路巾員、隣地建物の敷地境界との距離及び設計建物と敷地周囲との寸法を記入すること。
 - イ) 建物の配置は、平面図の図面方向にならない方位は、N、S軸に対する角度を記入すること。
- (エ) 面積算定図 適宜 ※算定の根拠を図示すること。
- (オ) 工事仕様書 発注者から指示する特記仕様のほか適宜追加記入すること。
- (カ) 各種標準図 発注者から指示するものを適用すること。
- (キ) 平面図 $1/100$ (ただし、建物の一辺の長さが70m程度以上の時は、発注者の担当職員の指示により $1/200$ とするも可。)
- ア) 通芯の設定 x方向通りはアルファベット、y方向通りはアラビア数字で表わすこと。



- イ) 壁、開口部等の位置は、すべて通芯からの寸法により表示すること。
- ウ) 構造体の種類が多岐にわたる時は、コンクリート、コンクリートブロック、木造等それぞれ明瞭に区別できる表現とし、構造厚を記入、木造の場合は間柱まで記入すること。
- エ) 各室は、GL (またはFL) からの床高を明示すること。
- (ク) 仕上表
- (ケ) 立面図 スケールは、平面図に準ずること。
 - 外周全面について作成し、仕上を記入すること。
- (コ) 断面図 スケールは、平面図に準ずること。
 - ア) 原則として2面とするが、複雑多様な断面を有する場合は、発注者の担当職員の指示により追加するものとする。
 - イ) 階高(床仕上面による。ただし、最上階はスラブコンクリート上端まで)
 - ウ) 天井高、基礎の深さ及び建物最高の高さを記入すること。
- (サ) 矩計図 $1/30 \sim 1/40$
 - 窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁のおさまり及びカウンター等の細部詳細は、 $1/10$ 以上のスケールにて明記すること。

(シ) キープラン 1/200 (詳細図 建具表用)

キープランには建具番号を、扉の場合は開き勝手を示し、各室名の下にその室の詳細図の図面番号を記入するものとする。

(ス) 図面の寸法 各部詳細図1/20～1/30、平面詳細図1/30、断面詳細図1/30、展開図1/50～1/100、天井伏図1/100、天井詳細図1/30。

ア) 部屋ごとに平面詳細図、展開図をなるべく1枚の図面にまとめる。

イ) 階段、WC、台所、玄関及び浴室等は、断面詳細図をつけること。

ウ) 平面詳細図は、各部の仕上及び天井高を書き入れるほか、設備機器類フロアダクト及びフロアボックス等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明示すること。

エ) 展開図は、壁付照明器具、コンセント、タンブラスイッチ、消火栓、分電盤、吹出口、吸入口及びラジエーター等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明示すること。

オ) 天井詳細図は、各材料による天井割付けを行ない、照明器具、スピーカー、換気扇、スポット感知器、天井改め口及び吹出口等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明記すること。

カ) 主要部詳細は、1/10～1/1とすること。

(セ) 建具図及び家具図 1/50

ア) 寸法、数量、材種及び塗装を明記すること。

イ) 木製、スチール、アルミ共枠見込、枠見付及びグリル寸法を表示し、付属金物並びにガラスの種類、数量、仕上、寸法を記入すること。

ウ) 各ディテール詳細図、取付金物、釘、ビス等も記入すること。

(ソ) 指定仮設はすべて図示すること。

(タ) 改修工事にあつては、改修前後を対比しやすいようにとりまとめること。

(4) 設備設計図の作成要領

ア 電気設備の設計

(ア) 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする)

(イ) 見取図 適宜

(ウ) 屋外配線図 1/200～1/600

責任分界点を明示し、敷地境界から100m程度まで、電力供給会社の配電線を記入すること。

(対象施設を明確に区別できること)

(エ) 送電関係一覧図

(オ) 電灯及び動力幹線図 1/100～1/200

平面図及び系統図で表示し、盤類の指定番号をつけること。

(カ) 盤展開図 適宜 (制御盤にはシーケンスを記入すること。)

内部結線を明示し、分岐回路容量及び分岐回路番号を記入すること。

(キ) 電灯設備配線図 1/100～1/200

ア) 電線管、電線の太さ及び収納数を記入し、特殊ボックスは、その種類及び寸法を記入すること。

イ) 最上階スラブ、地階外壁及び北側外壁には、原則として埋込み配管及び分電盤の埋込みをさける。やむを得ない場合は、発注者の担当職員と協議を行うこと。

(ク) 動力配線図 1/100～1/200

小規模のものは、電灯配線図に併記してもよい。

(ケ) 弱電配線図 1/100～1/200

表示方法は、電灯及びコンセント配線図に準ずるが、機器及び端子盤等には、それぞれ種類、指定番号並びに対数を付記すること。(平面図及び系統図)

(コ) 火災報知配線図 1/100～1/200

感知区域の分割線を記入すること。(平面図及び系統図)

(サ) 機器、盤類姿図及び照明器具 適宜

指定番号を付し、内容、種類及び寸法を記入すること。(原則として規格品を採用する。)

(シ) 受変電設備 1/20～1/50 (機器図・配置図)

寸法を記入し、母線の結線状態を指示すること。（平面図及び立面図）

- (ス) 自家発電設備 1/20～1/40（結線図・配置図）
寸法、形状及び各定格値を記入すること。（平面図及び立面図）
- (セ) 接地系統図 適 宜
その種別を各個に明記すること。
- (ソ) 雷保護設備図 適 宜
保護レベル、受雷部システムの種類、設置場所及び支持状態を明記すること。
- (タ) そ の 他
 - ア) 遮断器の遮断容量計算書
 - イ) 負荷一覧表
 - ウ) 使用機器一覧表
 - エ) 照度計算表
 - オ) 電気設備設計の主旨等を含む、電気設備概要書を提出すること。

イ 機械設備の設計

- (ア) 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする)
- (イ) 見 取 図 適 宜
- (ウ) 屋外配管図 1/200～1/600
 - ア) 敷地内外の配管を明示し、特に屋外排水管にあつては、排水管、縦断管にてそのGLからの深さを明記すること。
 - イ) 敷地の高低差のあるときは、等高線を記入すること。
排水桝は、1/10のスケールで詳細を示すこと。
- (エ) 配 管 図 1/100～1/200
機械室及び便所等配管で複雑な箇所は、1/20～1/50の配管詳細を附して補足すること。
- (オ) 配管ピットは工事及びメンテナンスが可能な大きさとし、幅及び高さは有効で1, 400mm程度を標準とする。
- (カ) 機器詳細図 1/20～1/50
架台及び基礎詳細を併記すること。
- (キ) 浄化槽、消火栓及び水槽詳細図 1/10～1/20
コンクリート槽への取入れ及び取出し部分の配管詳細を併記すること。
- (ク) 系 統 図 適 宜
断面図にて表示し階高を記入すること。
- (ケ) 使用機器及び衛生器具一覧表
配置場所、数量、仕様及び付属品の明細まで表示すること。
- (コ) そ の 他
 - ア) 給排水量、給湯量、冷暖房負荷及び風量にかかる機器選定計算書、管径計算書並びにポンプ容量計算書を提出すること。
 - イ) 機械設備設計の主旨等を含む機械設備概要書を提出すること。

ウ 空調計算

計算は、建築設備設計基準に基づくこと。空調負荷計算が計算機による場合は、データ（プログラム概要書の写し共）を提出すること。

エ 昇降機等

- (ア) エレベーター、エスカレーター、リフト関係詳細図及び通し断面図 1/50
- (イ) そ の 他
 - ア) 枠廻り、標示等建築との取合部分は、1/10以上の詳細図で補足すること。
 - イ) ケージの内装及び扉枠の仕様を明記すること。

ウ) 定格荷重、速度、定員及び運転方式を記入すること。

11. 業務の処理

- (1) 受注者は、発注者の担当職員の指示に従い業務に必要な調査を行ない関係法令に基づいて資料を作成すること。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況及び業務区分ごとに発注者の担当職員に中間報告をして、その監修を受けること。
- (3) 受注者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者の担当職員と連絡をとり、十分打合せの上、業務の目的を達成しなければならない。
- (4) 発注者は、業務に必要な資料を受注者に提供するものとする。
- (5) 受注者は、発注者の担当職員の指示に従い、工事発注区分及び工事発注時期に応じた設計図、内訳書等を作成すること。
- (6) 受注者は、本業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等の主たる部分を再委託することはできない。
- (7) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先を含めた業務執行体制、再委託先の業務経歴等を発注者に書面で提出するとともに、再委託先に対して適切な指導と管理を行わなければならない。
- (8) 実地調査に際しては可能な限り学校運営に支障がないよう配慮すること。
- (9) 実地調査に際しては、受注者は常にその身分を証明するものを携行し、求めに応じて提示しなければならない。
- (10) 実地調査に際しては、適切な養生を行い、調査後は片付け及び清掃を行うなど原状に復すること。
- (11) 受注者は、下記の業務について協力すること。
 - ア 工事発注年度が本業務年度と異なる場合の、単価入替（見積り再徴収）、設計図の見直し（現場状況が変化した場合）等
 - イ 会計検査院検査時（工事完成後適宜）における設計図書の再チェック等

12. 業務内容の疑義

受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、速やかに発注者の担当職員の指示をうけなければならない。

13. 許認可手続

受注者は、発注者が行なう許可申請その他認可等、関係法律等に基づく必要な資料の作成等に協力しなければならない。

14. 業務の完了

受注者は業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる設計図書等を提出しなければならない。なお、電子データは、発注者が編集可能なフォーマットを確認のうえ作成し提出すること。

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 被害写真撮影位置図 | 1部 |
| (2) 被害箇所図 | 1部 |
| (3) 被害写真帳 | 1部 |
| (4) 実施設計図 | 製本（原図A4版）2部 |
| (5) 工事費及び根拠 | 設計内訳書 |
| | 数量・単価根拠書（見積書（3者以上）等含む）1部 |
| (6) 関係法令チェック表 | 1部 |
| (7) 設備設計各種計算書 | 1部 |
| (8) 電気設備・機械設備概要書 | 1部 |
| (9) 打合せ議事録 | 1部 |
| (10) 工事予定工程表 | 1部 |
| (11) (1)～(10)の電子データ（PDF及びオリジナルデータ）を格納したCD-R又はDVD-R | 1部 |

15. 手続書類の提出

- (1) 受注者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 着 手 届	1 部
イ 業務工程表	1 部
ウ 主任設計者届	1 部

(2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合格通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

ア 業務完了報告書	1 部
イ 業務引渡書	1 部
ウ 請 求 書	1 部

実施設計業務内容

(1) 業務内容

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	詳細調査の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又は既に設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請の必要の有無について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	詳細調査に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	詳細調査の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの、及び検討の結果、補修内容が原形に復することが適しない又は困難なものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 工事内訳明細書の作成		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を算定・積算し、工事内訳明細書、数量調書等を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 成果図書

設計の種類		成果図書
設備	(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図 (各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 (各面) ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図 (各階) ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事内訳明細書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他必要な図書 ⑲ 仮設計画図
	(i) 電気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図 (各階) ⑧ 動力設備平面図 (各階) ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図 (各階) ⑪ 火災報知等設備系統図 ⑫ 火災報知等設備平面図 (各階) ⑬ その他設置設備設計図 ⑭ 屋外設備図 ⑮ 工事内訳明細書 ⑯ 各種計算書 ⑰ その他必要な図書
設備	(ii) 給排水衛生設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図 (各階) ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図 (各階) ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事内訳明細書 ⑬ 各種計算書 ⑭ その他必要な図書
	(iii) 空調換気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図 (各階) ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図 (各階) ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ⑪ 工事内訳明細書 ⑫ 各種計算書 ⑬ その他必要な図書
	(iv) 昇降機等	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事内訳明細書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他必要な図書

(3) 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

CAD図面データファイル名

ファイル名” — — — — — ”
 | — — — — —
 ① ② ③

例: ” A05001 ” 建築 1 階平面図

①建築／電気／機械区分

A：建築

E：電気設備

M：機械設備

②図面区分

01～50

建 築		電 気		機 械	
01	表紙・図面リスト	01	表紙・図面リスト	01	表紙・図面リスト
02	工事仕様書	02	工事仕様書	02	工事仕様書
03	配置図・付近見取図・求積表	03	メーカーリスト	03	メーカーリスト
04	仕上表	04	配置図・付近見取図	04	配置図・付近見取図（給排水）
05	平面図	05	受変電設備（スケルトン）	05	機器仕様一覧表（給排水）
06	立面図	06	受変電図（窓図）	06	給水配管系統図
07	断面図・矩形図	07	電灯分電盤・動力分電盤 結線表	07	平面詳細図（フローア）
08	平面詳細図	08	幹線設備 系統図	08	機械室平面詳細図（便所廻り及び厨房）
09	展開図	09	機器仕様一覧表（照明器具窓図）	09	自動制御計装図（給排水）
10	伏図	10	電灯・コンセント設備 平面詳細図	10	配置図・付近見取図（空調）
11	各部詳細図	11	動力設備 平面詳細図	11	機器仕様一覧表（空調）
12	建具図	12	計装設備 平面詳細図	12	空調ダクト及び空調配管系統図
13	家具図	13	電気室・機械室 平面詳細図	13	空調ダクト及び空調配管平面詳細図
14	外構図	14	非常照明・誘導灯設備	14	空調機械室平面詳細図
15	構造図	15	機器仕様一覧表（弱電設備機器窓図）	15	自動制御計装図（空調）
		16	弱電設備系統図	16	配置図・付近見取図（さく井）
		17	配置図・付近見取図（弱電設備）	17	機器仕様一覧表（さく井）
		18	平面詳細図 （放送、テレビ共聴、時計、電話）	18	断面図及び施工要領図（さく井）
		19	平面詳細図（火報）	19	平面詳細図（さく井）
		20	その他の弱電設備機器一覧表 （ナース・インターホ、LAN 等、監視カメラ等）	20	配置図・付近見取図（浄化槽）
		21	その他の弱電設備系統図	21	機器仕様一覧表（浄化槽）
		22	その他の弱電設備平面詳細図	22	平面詳細図（浄化槽）
				23	配置図・付近見取図（昇降機）
				24	機器仕様一覧表（昇降機）
				25	断面図及び施工要領図（昇降機）
				26	平面詳細図（昇降機）
				27	特殊ガス設備等
40	既設図面	40	既設図面	40	既設図面
50	その他	50	その他	50	その他

③子番号

001～999

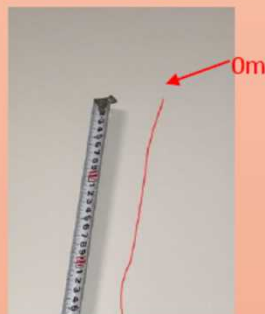
a. 全景、始点・終点、クラック幅の写真をそれぞれ添付する例

〔従前の写真添付例
4枚/1クラック〕

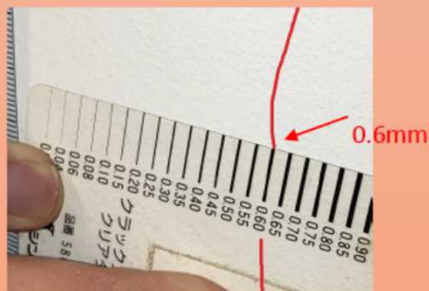
全景



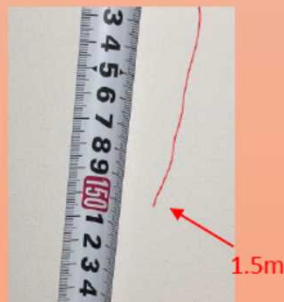
始点



幅



終点



拡大等をせずとも被害の程度、範囲、数量が明らかと判断できます。

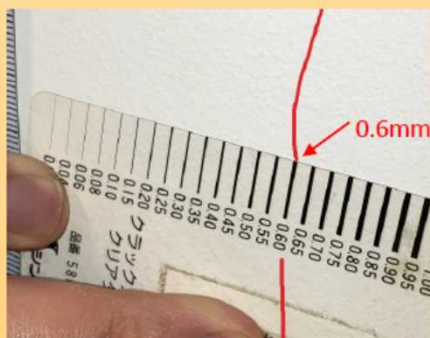
b. 全景の写真で始点・終点が分かるようにし、クラック幅の写真を添付する例

〔簡素化の例
2枚/1クラック〕

全景
+
始点
+
終点



幅

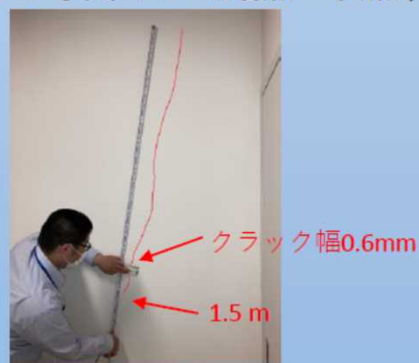


※全景写真（デジタル画像）を拡大等することでクラックの始点・終点を確認できるようにしておくこと。

c. 全景の写真のみで始点・終点、クラック幅が分かるようにする例

〔簡素化の例
1枚/1クラック〕

全景
+
始点
+
終点
+
幅



※全景写真（デジタル画像）を拡大等することでクラックの始点・終点及び幅が確認できるようにしておくこと。

写真は、被災事実の証明に不可欠な資料となるため、被災の事実、形状、寸法、数量等が確認できるようスケールを添えて明瞭に撮影すること